

秋田市LINE公式アカウント通報システム利用規約

令和6年7月23日

デジタル化推進本部長決裁

第1条（総則）

本規約は、秋田市（以下「本市」という。）が提供する秋田市LINE公式アカウント通報システム（以下「本システム」という。）を利用者が利用するに当たっての諸条件を定めたものです。

第2条（規約適用）

- 1 本規約は、令和6年7月23日から適用します。
- 2 本規約は、本システムの利用の全てに適用されるものであり、利用者が本システムを利用するに当たっては、本規約を遵守するものとします。
- 3 本システムを利用した場合、利用者は本規約に同意したものとみなします。
- 4 本規約に同意していただけない方は、本システムを利用することはできません。

第3条（目的）

本システムは、秋田市LINE公式アカウントを利用して、次条で定める内容を市民が容易かつ円滑に通報できる環境を整備することを目的とします。

第4条（受付内容）

本システムで受付を行う内容は、次に掲げるものとします。

- (1) 本市が管理する道路、河川、公園等に関する情報
- (2) 不法投棄に関する情報
- (3) 除排雪に関する情報
- (4) その他、本市が適当と認める情報

第5条（個人情報の取扱い）

本市は、個人情報（本システムを通じて本市が提供を受けた住所、氏名、電話番号、E-mailアドレス等特定の個人を識別できる情報をいう。以下同

じ。)の収集・利用・管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の規定に基づき、適切に取り扱うものとし、

2 本システムにより収集した個人情報は、通報内容の確認など、本システムの運用上必要な範囲で利用するものとし、当該目的以外での利用・提供は行わないものとし、

3 利用者は、本システムの利用に当たり、本市が利用者の通報情報を閲覧できることに同意するものとし、

4 本システム上の通報データ（本システムにより利用者が通報した内容をいう。以下同じ。）が棄損・滅失した場合、本市は、本システム提供事業者からデータの復元を委託する場合があります。本システム提供事業者において、バックアップデータ内の通報データにアクセスできる担当者は限定されており、アクセス制限の措置が取られております。また、この場合も、本システム提供事業者は通報データを利用しないものとし、

第6条（注意事項）

1 利用者からの通報に対し、原則として個別の回答・返信は行いません。

2 利用者から第4条に定める内容以外（市道以外の国・県が管理する道路に関する内容など）の通報があった場合、本市で対応はできません。

3 開庁時間外に通報いただいた情報については、翌日以降の確認・対応となります。

4 緊急の対応が必要な場合等は、各担当課所室へご連絡ください。

5 本市が緊急度の低い通報内容であると判断した場合等、経過観察を行い、ただちに対応を行わない場合があります。

6 通報内容が不明瞭な場合、対応を行えない場合があります。

第7条（禁止事項）

1 本システムの利用に当たって、次に掲げる事項に該当する内容および行為を禁じます。また、利用者の行為が次に掲げる事項に該当する、又は該当するおそれがあると判断した場合には、事前に通告することなく通報データの削除、本システムの利用停止、ブロック等の措置をとるこ

とがあります。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷し、名誉や信用を傷つける内容
- (2) 本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権などの本市又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容
- (6) 法律、法令等に違反又は違反するおそれがある内容
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがある内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (9) 有害なプログラム
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (11) LINE利用規約に反する内容
- (12) その他、本システムの運営上、他人に不利益を与えるなど、本市が不相当と判断した内容

2 利用者は、自己又は自己の代理人が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者には該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとし、該当する、又は該当するおそれがあると判断した場合には、事前に通告することなく、本システムの一部又は全部の利用停止措置、利用制限等を行うことがあります。

3 利用者は、本条による利用停止等の後も、本市および第三者に対する本規約上の一切の義務および債務（損害賠償債務を含みますが、これに限られません。）を免れるものではありません。

4 本市は、利用者が第1項各号又は第2項に該当し、もしくは該当するおそれがあると判断した場合、その他本市が必要と認める場合には、当該利用者に対し、違反行為の中止を求めることがあり、当該利用者は、

本市が求める期間内に当該求めに応じるものとします。

- 5 本市は、本条に基づき本市が行った措置により当該利用者に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとします。

第8条（本システムの停止・中断）

- 1 本市は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、本システムの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。本システムの停止・中断に関しては、本市ウェブサイト等で通知するものとします。

- (1) 本システムの提供にかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合

- (2) コンピュータ、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本システムの提供ができなくなった場合

- (3) 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合

- (4) コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合

- (5) その他、本市が本システムの提供が困難と判断した場合

- 2 本システムの提供の停止・中断により、利用者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負わないものとします。

第9条（知的財産権）

- 1 本市が掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、本市又は本市以外の原著作者等に帰属します。

- 2 本システムの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはいけません。

第10条（免責事項）

- 1 本市は、本システム利用時のトラブルによって利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。また、利用者が

使用するネットワーク、コンピュータ、ソフトウェア等利用環境等によって生じた損害等についても、一切の責任を負いません。

- 2 本市は、本システムにつき、エラー・バグ・不具合等がないこと、その他利用者が期待する性質を有することを保証しません。
- 3 本市は、本市の都合により、予告なく本システムの内容の全部又は一部を変更し、又は本システムの提供を終了することがあります。
- 4 本市は、サービス内容の変更、追加、終了によって利用者に生じた損害について、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

- 1 本市は、本市ウェブサイトへの掲示又は本市が定める方法により本規約を変更できるものとし、本市ウェブサイト掲示後の本システムの利用には、変更後の本規約が適用されることに利用者は同意します。なお、当該掲示に加えて、利用者への通知等を行うことがあります。
- 2 利用者は、自身の責任で随時本規約の最新の内容を確認するものとし、本規約に同意しない場合には本システムを利用しないものとします。

第12条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について利用者と本市との間に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、これを解決するものとします。

第13条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は本システムに関連する訴訟について、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。